



許可番号第 09620004144 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県豊橋市若松町字中山101番地の34

氏 名 株式会社 明輝クリーナー  
代表取締役 小島 孝信 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊橋市長 浅井 由 崇

許可の年月日 令和 6年 5月 1日

許可の有効年月日 令和10年12月10日



### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処分(圧縮・梱包、減容固化、焼却、焼却(休止)、選別、脱水、中和、破碎、油水分離)

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 圧縮・梱包

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(ガラスウールに限る、自動車等破碎物及び石綿産業廃棄物を除く。)

以上 4品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### イ 減容固化

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 1品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### ウ 焼却

汚泥(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 14品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

##### エ 焼却(休止)

汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上 7 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

オ 選別

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 7 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

カ 脱水

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 1 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

キ 中和

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 2 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ク 破砕

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 4 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ケ 油水分離

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油

以上 2 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮・梱包施設

ア 設置場所

豊橋市原町字南山1番99、字美砂松29番1

イ 設置年月日

平成16年4月9日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

543.2t/日 (67.90t/時間)

紙くず

543.2t/日 (67.90t/時間)

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

806.4t/日 (100.80t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（ガラスウールに限る、自動車等破砕物及び石綿産業廃棄物を除く。）

645.6t/日 (80.70t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

- オ 許可番号  
該当なし
- (2) 減容固化施設
- ア 設置場所  
豊橋市若松町字中山101番5
- イ 設置年月日  
令和3年5月11日
- ウ 処理能力  
廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 1.2t/日（0.15t/時間）  
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- エ 許可年月日  
該当なし
- オ 許可番号  
該当なし
- (3) 焼却施設
- ア 設置場所  
豊橋市原町字南山1番2, 1番89, 1番102, 1番224, 1番244, 1番245
- イ 設置年月日  
令和2年6月26日
- ウ 処理能力
- |   |                        |
|---|------------------------|
| 汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を含む。）  | 64.0t/日（2674.00kg/時間）  |
| 廃油  | 83.0t/日（3448.00kg/時間）  |
| 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）   | 61.0t/日（2532.00kg/時間）  |
| 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）  | 61.0t/日（2532.00kg/時間）  |
| 廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）  | 50.0t/日（2079.00kg/時間）  |
| 紙くず   | 110.0t/日（4573.00kg/時間） |
| 木くず   | 110.0t/日（4573.00kg/時間） |
| 繊維くず  | 99.0t/日（4110.00kg/時間）  |
| 動植物性残さ  | 75.0t/日（3125.00kg/時間）  |
| 動物系固形不要物  | 90.0t/日（3731.00kg/時間）  |
| ゴムくず  | 36.0t/日（1511.00kg/時間）  |
| 金属くず（自動車等破砕物を除く。）   | 54.0t/日（2260.00kg/時間）  |
| ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） | 48.0t/日（2000.00kg/時間）  |
| がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）   | 71.0t/日（2960.00kg/時間）  |

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 許可年月日

平成30年5月30日

オ 許可番号

豊橋市指令環廃第17号

(4) 焼却(休止)施設

ア 設置場所

豊橋市原町字南山1番332

イ 設置年月日

平成9年3月24日

ウ 処理能力

汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

15.1m<sup>3</sup>/日

廃油

18.5m<sup>3</sup>/日

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

15.8t/日

紙くず

35.5t/日

木くず

32.1t/日

繊維くず

30.1t/日

動植物性残さ

36.0t/日

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

平成7年11月9日

オ 許可番号

7令豊保第213-4号

(5) 選別施設

ア 設置場所

豊橋市原町字南山1番10

イ 設置年月日

平成19年4月2日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

68.8t/日(8.60t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(6) 脱水施設

ア 設置場所

豊橋市若松町字中山101番33

イ 設置年月日

平成5年11月30日

ウ 処理能力

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

8.8m<sup>3</sup>/日

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(7) 中和施設

ア 設置場所

豊橋市若松町字中山101番6

イ 設置年月日

平成19年10月30日

ウ 処理能力

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

4.8m<sup>3</sup>/日（0.60m<sup>3</sup>/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(8) 破碎施設

ア 設置場所

豊橋市原町字南山1番99

イ 設置年月日

平成13年1月19日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.825t/日（0.6031t/時間）

木くず

7.042t/日（0.8802t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

13.564t/日（1.6955t/時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

11.561t/日（1.4451t/時間）

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(9) 油水分離施設

ア 設置場所

豊橋市若松町字中山101番6

イ 設置年月日

平成19年10月30日

ウ 処理能力

汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油

8.6m<sup>3</sup>/日 (1.075m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年12月11日 更新許可

平成18年12月11日 更新許可

平成24年 1月 4日 更新許可

平成29年 1月25日 更新許可(優良認定)

令和 6年 5月 1日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

